

令和7年度第1回小樽市障がい児・者支援協議会議事概要

開催日時：令和7年6月4日(水) 14時00分～15時30分

開催場所：小樽市庁舎 第2委員会室 (別館3階)

参加者：別紙委員名簿のとおり

配布資料：別添資料のとおり

《 内 容 》

以下、開催内容を要約

1 開 会

- ・事務局変更の説明
- ・配布資料の確認
- ・書面参加委員の報告（5名）

2 新委員紹介

- ・4名の新委員を紹介する。

～進行：金子会長～

3 議 題

(1) 令和7年度小樽市障がい児・者支援協議会運営体制について（資料1）

資料1(1頁)に基づき、基幹相談支援センター川添管理者より説明する。

～委員・書面参加委員からの質問等なし～

事務局案どおり承認する。

4 報 告

(1) 令和7年度委託相談支援事業所の事業計画並びに協議会各専門部会の事業計画について（資料2）

各専門部会の代表者が相談支援事業所の事業計画と所属している専門部会の

事業計画を、基幹相談支援センター川添管理者がそれ以外の相談支援事業所の事業計画を資料2（2～38頁）に基づき報告する。

- ・地域生活サポート部会：やすらぎ（2～7頁）
- ・福祉いどばた部会：四ツ葉（8～12頁）
- ・就労支援部会：かるく（13～19頁）
- ・こども支援部会：小樽市こども発達支援センター（20～26頁）
- ・川添管理者：さぽーとひろば（27～32頁）、ぜにばこ（33～34頁）
オリーヴ（35～36頁） 小樽市さくら学園（37～38頁）

～書面参加委員からの質問等なし～

～出席委員からの質問・意見～

（松井委員）

ひきこもり支援に関しての資源でいうと、浦部さん、個人的な感想でいいので感じていることをお聞きしたい。

（浦部委員）

ここ（資料）にあるのは障害を持っている方であれば障害福祉の対象になるが、診断を受けていないひきこもりの状態にある方がサービスの対象となっていないので、資源不足となっているという書き方です。

現在は「たるさぽ」さんが窓口になり、やすらぎとも連携し、ひきこもりの方の支援をしていますが、小樽市重層的支援体制の支援対象として制度にのっかってきてくれているので、小樽市も力を入れていると感じています。ここに書いてあるのは、これからさらに充実されることを望んでいるという意味でとらえていただければと思います。

やすらぎではひきこもりの方に支援しているケースは給付の対象になっていないので、活動支援センターでできることはないかと関わっている。

小樽市でも取り組んでいるので、我々もそこに協力していきたいと思います。

（会長）

よろしいでしょうか。後ほど重層的支援体制についての話題もありますので、その際にもご意見あればお願いたします。

(櫛引委員)

今の質問にもありました、こちらはご案内です。

済生会ではひきこもりプログラムを昨年から実施しています。現在1名対象の方がおり、高校中退した方を支援しています。済生会で雇用しながら関わっています。この度、夜間の高校を受験して4月から通学するようになりました。日中は週に2.3回働いて、賃金を得て、夜間通学するというプログラムを展開しています。

もう1点は、今年5月から開始しましたが、フリースクールを開設しました。場所はウイングベイで、元学校教員2名を採用し、基本的に無料です。現在3名の問い合わせがあり1名が決まっています。ここまでご案内です。

次に質問ですが、相談件数と相談支援専門員の数のバランスについてです。例えば四つ葉さんは相談員2名で233の件数があり一人100件以上対応している。2年前のこの会議の際も相談支援専門員が足りないと言われていましたが、1名で100人を見るのは可能かどうか、実際の現場の方は大変ご苦労されていると思うのですが、現場の方に率直な意見を伺いたい。

(四つ葉)

確かに2名で233名という数は多いですが、入所の方が多いため、モニタリング期間が半年に1回のため、月1回や2か月に1回の方の状況から比べると、何とか回せているのかなと思います。

(櫛引委員)

分かりました。せにばこさんも相談者が多い状況ですが、入所の方の関係でしょうか。いずれにしても相談支援専門員が足りない状況であり、介護分野では相談員一人当たりの件数に制限があります。これは質的担保ですが、人材育成、人材確保の面からみても考えていくべき課題と捉えています。

もう一点、部会の方で色々研修を開催されていますが、どのような方々が対象になっているかと言うことを疑問に思いました。なぜこの質問したかというと、地域全体を考える協議会の各部会だと思うので、皆様お忙しい中、本業もやりながら、研修も開催し本当にご苦労されているかと思います。その中で参加人数が少ないことが気になりました。その

研修によって異なると思いますが、どのような方を参加者対象にしているか、部会の計画の中でも連携なども謳われていますし、設置目的や活動テーマの中にありましたが、地域への普及啓発活動などに取り組んでおられますので、ぜひ工夫をして、参加者を増やし、活動規模を大きくして広く地域の方々に障害支援を知っていただけるような方法を検討して頂ければと思います。

(会長)

各部会の活動の中で、本年度は小樽市や済生会、ここに出席されている方の機関にも協力を得ながら取り組んでいただきたいと思います。

(松井委員)

総括的に就労移行を利用して就労に結びつくことが、障害者雇用の促進・雇用率の増加に伴って、相談支援事業所を通して就労支援サービスを利用して就労に結びつく、という流れがいい方向にきて、周知されている実感はあるのでしょうか？ハローワークさんの立場ではなく、相談支援事業者さんがどう受け止めているか、部会の立場でも各事業所の立場でよいので意見を伺いたい。

(かるく)

小樽市では、就労移行事業所が減ってきて2か所のみとなっています。就労継続支援B型やA型はありますが、一時期に比べると特にA型が増えて1事業所から5事業所となりました。就労選択支援は、まだ始まっておらず、今現在研修受けて小樽市や中ぼつセンターのひろばさんとどうやって進めていくか検討している段階です。

(根深委員)

A型事業所が増えたと聞きましたが、事業内容はどのようなものでしょうか？教えていただきたい。

(かるく)

A型の1か所は宏栄社さん。他はパソコン系の事業所、民泊の事業所、ホテル清掃（星野リゾート）、駅前の事業所（箱折や自衛隊の制服の修繕・オーセントホテルとノイシユロスの清掃）の5か所です。

(会長)

今の状況を説明いただきましたがいかがでしょうか。

(根深委員)

札幌では少ないため、増えたと聞いて驚いたので質問させていただきました。もっと具体的にいえば、A型は雇用契約を結びますよね。ところが雇用契約だけでは、それだけでプレッシャーとなり、せっかく意気込んでA型に行っても挫折することもあります。事業所があってもその内容や実情の情報がないと、責任をもって利用者に勧められない。またサポート体制はどうなっているか？個別支援計画やアセスメントをきちんと行った上で実施されているのか、就労後のサポートも含めての情報が欲しいです。

(かるく)

事業所の個別の詳しい中身は私どもでは何ともお答えすることが難しいです。もともと小樽はA型が少なかったという状況があります。拡大の中でその事業所の中見や処遇がどのようなものか、一概に評価しづらい部分ではありますが、その分モニタリングをしっかり行う中でご本人の声やスタッフの対応など情報を得て評価してやっていくしかないと思っています。上手くいった方もいれば、途中でやめてしまった方もいますが、しっかり繋がった後もこちらではフォローしていく対応を取っています。

(会長)

就労支援部会とA型事業所など各就労支援サービス事業所と関係性や繋がりはあり、研修等のアナウンス等はされていますか？

(かるく)

研修などでは各事業所さんに声をかけ、周知は必ずしています。参加率も高いです。日頃なかなか他の事業所の顔が見えることが少なく、取り組みの場での意見交換は少ないですが、コロナ収まってzoomから集合研修などの形も増えてきたので、私の知る範囲以外のところでの情報交換は進んでいると思われます。

(会長)

就業・生活支援センターひろばさんの相談内容はどうでしょうか。雇用率や小樽ではA型事業所が増えたなどその辺の傾向をふまえて説明いただければと思います。

(中村委員)

傾向と言いますか、小樽市内就労移行支援2か所ということで、いわゆる、障害者の就職を目指す機関が少ない中でも相談者の中では就労に向けたトレーニングが必要な方もまだまだいらっしゃいます。しかし就労移行事業所が少ない状況から、就労継続支援A型・B型事業所を就労移行的な訓練的要素を含んだ場として利用する方も中にはいらっしゃいます。

一方で、法定雇用率は2.5%、来年7月に2.7%に引き上がるということで国の方針としては働いている方には地域に出て来てもらいたいという状況です。

地域移行の観点から、A型、B型の就労継続事業所等、福祉サービス事業所側が地域に送り出す中間施設という意識を持っていただかないと、雇用率に結びつかないと感じています。協議会や地域とのネットワークを通してそのような理解促進のお手伝いをしたいと考えております。

(根深委員)

B型事業所を就労移行的な意味合いを持たせるのはどう思いますか。個人的な意見で結構ですが。

(浦部委員)

私も塩谷福祉会でサービスをやっていた経営者の一人として、就労移行支援をたたんだ経営者の一人なので少し申し上げにくい点はありますが、就労移行支援は期限があつて2年ないし3年。その中で就職に結びつけるわけですが、経営の視点から見ると、就労移行は確かに報酬単価は高いですが、就労移行をやめて就労Bを増やしていく方が事業所としてメリットはあります。サービス管理者1名だけで良いなど、人員配置の面から最小人数で済むなど、経営視点から見るとうまいがあるので、良い悪いは別にしてそのように切り替えることを選択されることが多いと思います。就労支援の力がある場合は就労B型の中に一般雇用を目指す若いチームを作つて取り組んでいます。18歳か19歳で若い方が来たらまず挑戦してみようということを念頭に置いて取り組んでいます。

(松井委員)

なぜこの質問したのかと言いますと、親の立場として、相談支援事業所を通して障害福祉サービスを受けて、特別支援学校等で教育を受けてきた方々が成人の段階になったとき、もしくはそうではない方が一回就職したが失敗した、上手くいかないとなった場合、そこで再度相談まで行きつくかどうか、具体的なイメージができているかどうか疑問に思いま

す。

卒業証書は出たけれども社会に出るのは怖いということは多くあります。

「小樽の相談支援事業所はいいよ」と伝えて、なかなか本人は一步踏み出せないことが多い。現在はインターネットなどの情報はあるが、実際の小樽の相談体制等の実態はどうなのか、障害教育を受けてきた方にも明確に分かるようになる必要があると考えます。現状を改善すべきところは改善することが重要です。理想としては就労移行支援がもっとあったらいいと思います。

札幌では児童デイがサービス計画書を作って提出しています。本人が一回失敗すると相談に結びつかないことが多いです。卒業したが社会に出るのは怖い、分からぬうちに親が相談てきて行ってみるがやはり辛くなった時、本人はどうしたらよいかと思います。

小樽はせっかく、児童の支援の関わりが充実してきた背景があるので、この協議会を通して1本につないでほしいです。0歳から成人まで事業所間の情報交換や意識を高めることと、さらには新しい就労選択支援にもつなげていけるのではないかと考えます。今日こうしていろいろな情報が聞けて良かったです。よろしくお願ひします。

(会長)

小さい時から、学齢期の支援、そこから大人の支援に結びつけるように、この協議会が支援体制の充実を図っていく場ですので、相談支援事業所やサービス提供事業所他、小樽市、関係機関と協力して地域全体で取り組んでいけるといいと考えます。

各相談事業所と部会報告で最後聞いておきたいことはござりますか？

～委員からの発言なし～

～書面参加からの意見なし～

(1) 令和7年度委託相談支援事業所の事業計画並びに協議会各専門部会の事業計画については報告・説明通り承認される。

(2) 地域連携推進会議について (資料3)

川添管理者が資料3に基づき説明する。

～委員からの発言なし～

～書面参加からの意見なし～

報告について説明の通り承認される。

(3) 小樽市重層的支援体制について (資料4)

川添管理者が資料4に基づき説明する。

～委員からの発言なし～

～書面参加からの意見なし～

報告について説明の通り承認される。

議題・報告全体を通しての意見を確認

事務局より書面参加委員からの意見を紹介する。

(川添管理者)

全体を通しての意見・質問がありましたので、説明いたします。

(手をつなぐ育成会 光増昌久委員より)

1. 全体を通して、国連の障害者権利委員会から我が国へのグループホームも含めた入所施設のあり方、インクルーシブ教育の観点から障害児教育（特別支援教育）の在り方などに関する勧告を受けていますので支援協議会としての見解を出すべきでないでしょうか。
2. 関係する委員会に障害当事者の参画を推進すべきでないでしょうか。
3. 参画の前段階で、関係する委員会に障害当事者のオブザーバー参加を促す。障害当事者の参加を容易にするために、会議の運営方法、わかりやすい会議の進行、わかりやすい資料の提供も同時にを行うなど配慮をする。

以上を提案します。

(事務局の回答)

1. についての回答

国連から我が国への勧告については、法的な拘束力はありませんが、締約国として尊重すべきものであり、国として、何らかの対応が示されるものと認識しております。今後、国からの通達等に基づいて、その都度、小樽市障害児・者支援協議会として必要な対応を協議していくことになるものと考えております。

2. 3についての回答

障害者当事者が、各種障害関係の協議会等に参画することは障害者権利の理念上、重要な課題であると考えておりますが、当協議会においては、障害関連施設や関係機関の代表者などに参画していただいておりますので、これまで、障害者当事者の参加について協議したことありません。

今後は、他市の情報を収集するとともに、障害者当事者の参画についての考え方を整理する必要があると考えております。

(会長)

ただ今の報告を受けて、ご意見ご質問はありますか。

(松井委員)

もう少し申し上げれば、連携協議会って福祉ってだけなのか、こどもはどうなのか、一般の相談だけなのかと感じてしまいます。小樽市教育委員会の方が行政の一部として出席すべき、と何度もこの会議から申し上げています。医療ケアの会議に行けばいいのかなという印象で安直な意識がこの協議会が形骸化していると思われます。今、これが課題だから、小樽市の現状をより良いものにしていくか、将来にどうつなげるようと考える会ですよね。子どもの方にはこの支援が、診断がなくてもケアが必要な人に支援が受けられるように、支援体制を各機関が連携して構築していく機会ですよね。教育委員会の方は今日もいらしていないですよね。

(書面参加の旨を岡本主幹から伝える。)

今後はぜひ出席してもらうように伝えてください。

～他の委員から意見・質問なし～

5 その他

・事務局から連絡

(岡本主幹)

現行の10年計画の「小樽市障害者計画」および3年計画の「小樽市障がい児・者福祉計画」が令和8年度で終了となる。今後は「(仮称) 小樽市障がい者支援計画」として一体で作成を行っていく。来年度に向けて本年度策定に着手するため、この小樽市障がい児・者支援協議会の場でもご意見を頂戴したいと考えています。スケジュールが整い次第、

別途ご案内することとなりますので、よろしくお願ひいたします。

・地域づくりコーディネーター橋本氏より

後志報恩会では道から広域相談支援体制整備事業を受託されている。この事業は「北海道障がい者条例」に沿って、障がい者が地域で安心して生活していくような街づくりを目指し、各地域に訪問させていただき、自立支援協議会など各会議に出席しています。令和7年度の重点方針は、令和6年に総合支援法が改正され自立支援協議会の役割がより明確化したことをふまえ、自立支援協議会の設置促進と運営の活性化、地域生活拠点の整備とされています。具体的には、個別の相談事例から地域課題を抽出し課題解決を通して、地域の障害者支援体制を整備していくこととされています。後志圏域は管内1市19町村5地域すべてに自立支援協議会設置されているため、各会議の開催状況とか課題地域課題など具体的助言をしていきたいと考えています。

～他の委員から意見・質問なし～

6 閉会

以上